

神奈川区公告 第 121 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜州市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8 年 10 月 22 日

横浜市神奈川区長

鈴木 茂久

送達を受けるべき者の氏名又は名称	林 俊夫
送達する書類	差押調書（謄本）（R08-03-10-001824）
（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。	